

研削盤(グラインダ)による 災害を防止するために

研削盤での金属の研削やバリ取りなどの作業では、①手がすべってと
いしに触れた、②加工品をといしに巻き込まれたり、カバーとといし、
又は受け台とといしにはさまれるなどして、手がといしに触れた、③と
いしが割れてその破片が体に当たった、④削り粉が眼に入った、などの
災害が発生するおそれがあります。

家内労働法及び家内労働法施行規則では、このような災害の発生を防
止するために、委託者、家内労働者又は補助者が、それぞれ行わなけれ
ばならないことや守らなければならないことについて、次のように定め
ています。

1 委託者が講じなければならない措置

(1) 委託している業務に関して、研削盤や研削といしを家内労働者に譲
渡したり、貸与したりする場合には、次のことを行わなければならない
いことになっています。

イ 研削盤や研削といしが、研削盤等構造規格に適合していることを
確認すること。

ロ 研削盤の原動機、回転軸、プーリー、ベルト等で巻き込まれたり
するなど作業者に危険を及ぼすおそれのある部分には、囲い、覆い
を設けるなど必要な防護措置を講じること。

ハ 災害を防止するために必要な注意事項を記載した書面を家内労働
者に交付すること（この書面に記載する事項は裏面にありますので、
これを活用して下さい）。

(2) 家内労働者又は補助者が、災害防止のために安全装置やその他の設
備を設置しようとするときには、必要な援助を行うように努めなけれ
ばなりません。

2 家内労働者及び補助者が守らなければならない事項

(1) 委託者から、災害を防止するために必要な注意事項を記載した書面
（例えば裏面）を交付されたときは、その書面を作業場の見やすい場
所に掲示しておかなければなりません。

そして、この注意事項を守るように努めなければなりません。

(2) 委託者以外の者から購入した研削盤で、研削といしの覆いや、防護
措置（1-(1)参照）がないものについては、研削といしの覆いを取り
付けたり、囲いを設けたりするなど必要な措置を講ずるよう努めなけ
ればなりません。

〈災害事例〉家内労働者（男性、41歳）が、グラインダでボットの口の研
磨作業をしていたところ、研削といしの一部が破壊し、その破片が頭に当
たり挫創を負った。

家内労働法についての御相談は下記へ。

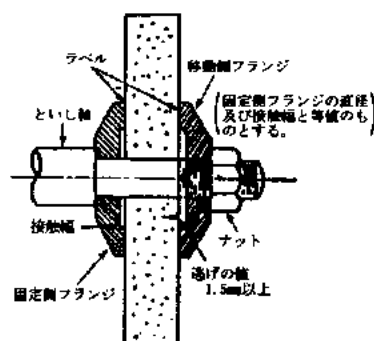
労働局 労働基準部

労働基準監督署

研削作業の心得

- 一 研削といしは、決められた最高使用周速度を超えて使用しないこと。
- 二 その日の作業を開始する前には、一分間以上試運転をすること。
- 三 研削といしを取り替えた場合には、三分間以上試運転をすること。
- 四 側面を使用することを目的とする研削といし以外は、研削といしの側面を使用しないこと。
- 五 研削といしには、堅固なカバーを取り付けること。
- 六 ストレートフランジの直径は研削といしの直径の三分の一以上とし、左右同径のものを正しく取り付けること。
- 七 研削といしとカバー又はカバーの調整片及び受け台との間隔は、それぞれ一〇ミリメートル、三ミリメートル以内に保つようにすること。
- 八 研削といしの開口角は、六五度以内とすること。
- 九 作業中は、なるべく研削といしの回転方向から身体の位置をずらすこと。
- 十 研削といしは、ころがしたり、落したり、ぶついたりしないこと。
- 十一 局所排気装置を設置し、粉じんの発散を防止すること。ただし、局所排気装置の設置が困難な場合には、作業中は、国家検定を受けた防じんマスクを使用すること。

ストレートフランジの正しい取付け



カバー、調整片、受け台の取付け方法

